

保育士になる学生の皆さん、ぜひ埼玉の保育士に！

令和7年度埼玉県 新卒保育士就職準備金 貸付のご案内



先着順
530名

学校を卒業し、就職するときは、様々な費用がかかります。

埼玉県では、皆さんの就職がスムーズにいくように“新卒保育士就職準備金”を保育所等を通じてお貸しする独自の制度があります。

一定期間、同一法人の県内保育所等（※）において保育士として勤務することにより借りた資金の全額が返済不要となります。

◆貸付の条件◆ 以下のすべてを満たす場合、**保育所等を通じて**貸付を受けられます。

① 内定先の保育所等がこの制度を利用すること。

※対象となる種別は、民間の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設です。

※制度を活用する保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業は、以下の二次元コードで確認できます。

② 新卒保育士であること。

●指定保育士養成施設を卒業し、保育士資格を取得する場合

→令和7年度中に養成施設※を卒業した者又は卒業見込みの者。

※4年制大学や短期大学、専門学校に設置されている保育士の指定養成コース

(幼稚園教諭免許取得のため引き続き在学していたことにより、卒業が令和7年度とならなかった方も対象となる場合があります。詳しくはホームページに掲載の「よくあるお問い合わせ」No.3をご覧ください。)

●保育士試験に合格し、保育士資格を取得する場合

→令和7年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

③ 埼玉県内の保育所等から令和7年度中に内定されること

《注意》

県内全ての保育所等でこの制度が利用できるわけではありません。制度を利用したい場合は、就職を希望する保育所等にこの制度が利用できるかあらかじめお尋ねください。

免除要件・貸付金額

同一法人の県内または市町村内保育所等で指定期間業務に従事した場合

20万円
(2年従事で免除)

又は

30万円
(3年従事で免除)

+

転居加算
10万円

※県外から期間内に
転居する方のみ

～貸付内容や条件等の詳細はホームページをご確認ください～

